

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市立青堀小学校の改築事業に係る基本構想・基本計画（次条第1号及び第3条第2項において「基本構想・基本計画」という。）策定に資する調査検討を行うため、富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、その結果を取りまとめ、教育委員会に報告する。

- (1) 基本構想・基本計画策定に資するための調査検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、青堀小学校改築を円滑に推進するため委員長が必要と認める事項に関すること。

令和5年4月21日 「11人」→「10人」へ改正

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

令和5年4月21日 削除

- (1) 富津市教育部長の職にある者
- (2) 青堀小学校長及び教頭の職にある者 2人以内
- (3) 青堀小学校在籍児童の保護者 2人以内
- (4) 青堀小学校通学区域の自治会代表 2人以内
- (5) 青堀小学校通学区域内に住所を有する小学校就学前児童の保護者 2人以内
- (6) 青堀小学校を拠点として活動する団体の代表 2人以内

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から基本構想・基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長には富津市教育部長を、副委員長には青堀小学校長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。